

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理体制の確立を求める意見書

脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電設備の導入は全国的に急速に拡大しており、特に 2012 年の固定価格買取制度（F I T）の導入以降、多くの設備が設置され、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与してきた。

一方、特に耐用年数が 20～30 年程度とされている太陽光パネルについては、山林開発や景観悪化、災害リスクの増大など、多面的な課題が顕著であり、北海道釧路市では、2025 年 10 月 1 日から「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」を施行し、同市内で太陽光発電施設の設置事業を行う場合には許可が必要になるなど、一般財団法人地方自治研究機構によると、太陽光発電設備等の設置を規制する特化条例は、2014 年 1 月に大分県由布市が、同年 12 月に岩手県遠野市が制定し、それ以降全国各地の自治体で制定されるようになり、2025 年 12 月 19 日時点で公布されていることが確認できるものとして、336 条例となっているように、法規制を待たず、自治体が独自に条例によって予防策を講じている。

また、太陽光パネルには、鉛などの有害物質が含まれる場合があるところ、今後、耐用年数を迎えた太陽光パネルの大量廃棄が見込まれ、適正処理やリサイクル体制の確立が重要な課題となっている。

しかし、現行制度においては、廃棄・撤去費用の確保や責任主体の整理が十分とは言えず、特に、事業終了により事業者が撤退した場合などの対応について、深刻な懸念がある。

本市においても、特に山間部において、大規模な太陽光発電設備（メガソーラー）が既設されており、さらなる増設や住宅用太陽光発電設備の普及が進む中で、将来の撤去・廃棄の際、不法投棄や不適切な処理をされることに関する不安や、環境への影響を心配する市民の声が高まっている。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、急務となる使用済み太陽光パネルの回収・適正処理・リサイクルシステムを構築・確保し、市民の安全と環境保全を図るため、下記の措置を早急に講じられるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 使用済み太陽光パネルの回収・再資源化等について、実効性ある制度を早急に整備すること。併せて、シリコン、銀、銅、ガラス等の有用資源を回収・再利用するため、技術開発及びリサイクル施設整備への支援を強化すること。
- 2 太陽光発電事業者に対して、太陽光パネル廃棄時における積立金制度の履行確認や保険加入状況の把握等を通じて、発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルート確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。
- 3 地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、太陽光発電設備の廃棄・リサイクル問題に対応できるよう、国の責任において、財政的・技術的・人的支援などを包括的な支援体制を強化拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 3 日

岸和田市議会